

年4~5回の委員会開催、 「安全衛生委員会だより」で周知

なにわ北府税の安全衛生委員会は、産業医と衛生管理者による職場巡視、環境測定をはじめ諸活動に取り組んでいます。毎年4~5回の委員会を開催し、「安全衛生委員会だより」を発行して職員に内容を周知徹底しています。健康管理講演会も年2~3回開催し、健康やメンタルヘルスの問題等に加えて、最近では府立公衆衛生研究所において「新型インフルエンザと予防」、産業医にお願いして「認知症」の講演など、今どきの話題に関連したテーマでも開催しています。

「私の職場のローアン活動」③

なにわ北府税〔後編〕

府税支部なにわ北分会 下村 和行

「救命技能」講習会を 毎年開催

職場の安全衛生は来庁される府民の安全衛生にもつながります。2011年にAEDが設置されたことに伴い、来庁された府民の方への対応ができるように「救命技能」講習会を毎年開催しています。実技訓練もあり3時間かかりますが、救命技能を有する終了証が発行されます。

ローアンの ススメ[®]

安全衛生活動で働きやすい職場に
府当局が2008年8月の一方的な「休憩時間の廃止」に続き、「職場体操放送の廃止」を提案したときには「

の見直しは、安全衛生委員会の意見を聞くことなく実施されるもので「今後、職員の健康保持、増進を図るための方策の策定や見直しに当たっては、安全衛生委員会の存在意義、並びに、その自主性、自発性に留意されることを要望いたします」と部局の安全衛生管理者あてに意見具申しました。2009年5月にはメンタルヘルス対策について「もっと気軽に相談ができるような体制づくりを職場内で講じる必要がある」との要望も行いました。安全衛生委員会は、職場環境・安全衛生の改善へ労使合意の場として大いに活用できるので、積極的に活動を推進しましょう。

最終回

憲法をいかに実行しよう!

私たちのくらし・仕事と日本国憲法

第10章 最高法規

府職労執行委員 前田 治敏

危険な戦争への道、政府 与党が戦争立法を意

安倍政権は、昨年7月1日の集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」にもとづく「戦争立法」への道を進めています。

自民・公明の与党協議会(5月11日)は「平和安全法制」を最終合意し、14日には閣議決定、15日に国会へ提出しました。法案の前身は「平和安全」とは正反対のもの

です。アメリカの戦争に世界中で参加・支援するための法整備です。「平和安全」といって危険な戦争参加への道を開き、憲法9条を法律で破壊する戦後最大最悪の「戦争立法」そのものです。

「最高法規」で ある憲法

日本国憲法第十章(第97条~99条)は、憲法が歴史的な意義をもって日本国民の基本的人権を尊重していることを定めた最上位の法である。「最高法規」であること、

さらに安倍首相は「憲法と現実がかけ離れたので憲法を変える」と強弁し、来年の参院選後の改憲発議まで言明しています。いっしょに「戦時体制」がつけられようとして法を尊重し擁護する義務

を負う」としています。

「国民主権を奪つ 自民憲法改正草案

しかし、自民憲法改正草案(以下、草案)は、その歴史的な意義(現行97条)を省略し、憲法を尊重するのは国民である(草案100条)とするの替えています。

そもそも、憲法尊重擁護義務の対象に国民が含まれないのは、主権者である国民が憲法によって国家権力を縛るといって近代主義の考えから当然です。草案の考え方は、国民を縛る前近代的な国家へと後戻りするものです。

府職労 ボウリング大会

とき 6月12日(金) 18時30分受付 19時スタート

ところ 心斎橋サンボウル

大阪市中央区西心斎橋2-9-28 ☎06-6213-0303

★参加費2,000円

・2ゲーム+交流会費込み

★次の方は参加費無料

- ・2014年4月1日以降に採用された職員の方
- ・2014年6月1日以降に加入した組合員の方
- ・青年組合員

- ◆申込みは3人1チーム、もしくは個人(1人)で受け付けています。
- ◆豪華賞品もたくさん用意しています。
- ◆職場の仲間や同期メンバー、友だち…みんなでわいわいご参加ください。
- ◆ボウリングの後は、交流会も用意しています。
- ◆申込みはお近くの組合役員か府職労まで。

今こそ、憲法を いかに実行するとき

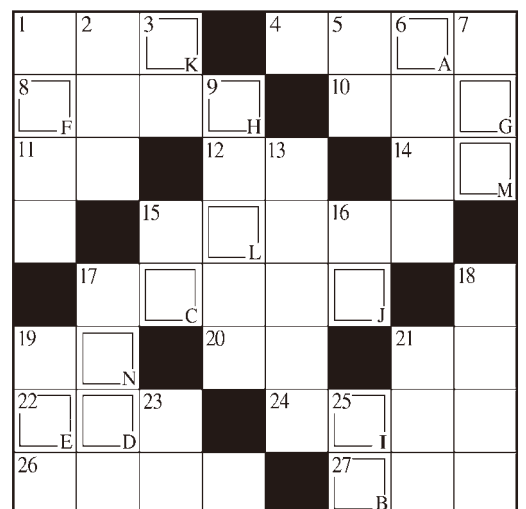
日本国憲法は、生存権をはじめ、基本的人権を保障しています。いま、求められているのは、憲法をいかに実行すること、社会保障の拡充、雇用の安定と貧困と格差を解消することです。平和についても、9条を生かした外交を進め、その精神を世界に広げることが求められています。

私たち公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負い、「憲法の担い手」として国民の生活に活かしていく役割を果たせるよう、憲法を実践していくことが大切です。

日本国憲法	自民党憲法改正草案
第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。	第九十一条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。	第九十二条 この憲法は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。
第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。	第九十一条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならぬ。

クロスワードクイズ

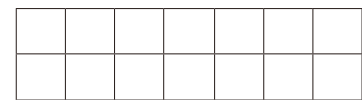
カギを解き、二重ワクに入る文字をアルファベット順に並べてできる言葉は何でしょう。



- タテのキー♡
- カセット・テープの略
 - 1フィート=12
 - 〇〇を大にして訴える
 - 〇〇は世に連れ、世は〇〇に連れ
 - 昨夜、〇〇の被害に遭つ
 - 〇〇は危うきに近寄らず

- 綴り方、音楽
- 心丈夫
- 〇〇より証拠
- もはや〇〇も得もない
- 電線に接触して「死
- 「定規に考えるな
- 柔らかい。――な語り口
- 幼児語で頭
- 海外から渡来し〇〇する
- 映画の〇〇地が観光地に
- 繻(じゆん)から生糸をとる
- 監獄に入れること
- 染色に用いる液
- 英語で街のこと
- 〇〇一升(に)金一升
- 〇〇せぬことが起つた
- 〇〇の割に元気だ
- 敵に囲まれ城内に立てこもる(こ)
- あいだ(ぐ)、おやつ
- 〇〇得勘定
- 彼はこの道の〇〇だ
- 〇〇の心、子知らず
- 上出来の対
- 石材、区画。――塀
- 豚のカツレツ
- 蝶や蛾の幼虫

【解答】



クロスワード 4月号の解答と当選者

答え=自然や文化活かしてまちおこし

当選者

- 廣幸 智子 (寝屋川保健所)
- 作田 孝子 (泉北府税事務所)
- 大嶋 隆 (岸和田土木事務所)
- 篠原 知子 (八尾保健所)
- 新海 直子 (岸和田保健所)

応募 府職労本部まで 締め切り 6月25日(木)

正解者の中から抽選で5人の方に図書カード(1000円分)を進呈します。①解答②お名前③支部分会職場名④最近のできごとやメッセージを書いて、府職労本部まで、届けて下さい(はがき、メールやファックスも可)。当選者は、次の1日号で発表します。メッセージは、つぶやきに採用させていただくことがありますので、匿名希望の方は、その旨お書き添え下さい。